明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

| | | |
|---|---|---|
| もの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務 | （略） | （略） |

別表第五（海事事務所の所掌事務及び管轄区域）（第百五十条第二項関係）

| 事務 | 海事事務所 | 管轄区域 |
|---|---|---|
| 六　第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十一号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに、第三十七号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |


| | | |
|---|---|---|
| もの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務 | （略） | （略） |

別表第五（海事事務所の所掌事務及び管轄区域）（第百五十条第二項関係）

| 事務 | 海事事務所 | 管轄区域 |
|---|---|---|
| 六　第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十一号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに、第三十七号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |